

三田市障害児療育センター条例新旧対照表

現行	改正案									
<p>第1条～第2条 省略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する事業</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第6項及び第7項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する事業</p> <p>(名称、内容及び1日当たりの定員)</p> <p>第4条 前条第1号に規定する事業の名称、内容及び1日当たりの定員は、次のとおりとする。ただし、1日当たりの定員について市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>第1条～第2条 省略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する<u>児童発達支援事業</u></p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援事業</u></p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する基本相談支援及び計画相談支援事業</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(定員)</p> <p>第4条 前条第1号に規定する事業の定員は、1日当たり45人以内とする。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> <th>1日当たりの定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かるがも園</td> <td>(1) 知的障害児並びに肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童(以下「障害児等」という。)の療育に関すること。 (2) 障害児等の独立生活に必要な知識技能を与えること。</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>すくすく教室</td> <td>市長が健康診断等により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	内容	1日当たりの定員	かるがも園	(1) 知的障害児並びに肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童(以下「障害児等」という。)の療育に関すること。 (2) 障害児等の独立生活に必要な知識技能を与えること。	30人	すくすく教室	市長が健康診断等により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。	15人	
名称	内容	1日当たりの定員								
かるがも園	(1) 知的障害児並びに肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童(以下「障害児等」という。)の療育に関すること。 (2) 障害児等の独立生活に必要な知識技能を与えること。	30人								
すくすく教室	市長が健康診断等により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。	15人								
<p>2 前条第2号に規定する事業の名称及び内容は、次のとおりとする。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さんだ子ども訪問支援サービス</td> <td>障害児等が保育所等における集団生活に適應するための専門的な訪問支援を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	内容	さんだ子ども訪問支援サービス	障害児等が保育所等における集団生活に適應するための専門的な訪問支援を行うこと。						
名称	内容									
さんだ子ども訪問支援サービス	障害児等が保育所等における集団生活に適應するための専門的な訪問支援を行うこと。									

さんだ子ども発達支援
サービス

障害児等への障害児相談支援、基本相談支援及び
計画相談支援を行うこと。

第5条及び第6条 削除

第7条～第9条 省略

(指定管理者による管理)

第9条の2 センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用できる者の範囲)

第5条 事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費を支給する旨の決定を受けた児童
- (2) 第3条第3号に規定する事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者及びその児童並びに障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等及びその児童
- (3) 第3条第4号に規定する事業 市長が必要と認める者

(利用料等)

第6条 第3条に規定する事業の利用料等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額及び事業の実施に要する実費相当額の合計額とする。

- (1) 第3条第1号又は第2号に規定する事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)及び同条第1項に規定する食事の提供に要する費用その他日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額の合計額
- (2) 第3条第3号に規定する事業 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額
- (3) 第3条第4号に規定する事業 市長が別に定める額

第7条～第9条 省略

(指定管理者による管理)

第9条の2 センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条(同条の表を除く。以下同じ。)、第7条及び第8条の規定の適用については、第4条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第8条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第5条から第8条までの規定の適用については、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第8条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」とする。

(利用料等の收受)

第10条 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、第6条に規定する利用料等を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。